

【新設】（特許権譲渡等取引の対価につき値引き等があった場合の損金算入額の計算）

59 の 3 (3) - 3 法人が特許権譲渡等取引を行った事業年度（以下「取引年度」という。）後の事業年度において当該特許権譲渡等取引の対価の額につき値引き、割戻しその他当該対価の額が減少することとなる事実（以下「値引き等」という。）があった場合には、取引年度に遡って当該値引き等があった特許権譲渡等取引に係る措置法第 59 条の 3 第 1 項の規定による損金算入額の修正を行うものとする。

【解説】

- 1 法人が特許権譲渡等取引を行って、これにつき、本制度の適用を受けた場合に、その後の事業年度において、当該特許権譲渡等取引の対価の額につき値引き、割戻しその他当該対価の額が減少することとなる事実（以下「値引き等」という。）があったようなときは、どのような処理を行うのかという疑問が生ずる。
- 2 この点、本制度の適用に当たっては、損金算入額の計算の基礎となる特許権譲渡等取引に係る所得の金額は正当な金額で計算すべきものであることから、当該特許権譲渡等取引の対価の額につき値引き等があったようなときは、原則として、既往に遡って損金算入額の修正を行うべきと考えられる。本通達では、このことを明らかにしている。
- 3 もっとも、特許権譲渡等取引につき、事後の値引き等があった全ての場合について、法人が既に申告した内容を修正させることを求める趣旨ではなく、当初の取引対価の設定の時点で合理的な見積りが行われていないものについて、本通達の取扱いを適用することとなる。